

天海訴訟を支援する会

ニュース 2015/12/23 No. 2

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621

カンパ金振込先
干振替 00180-6-27389 障千連
通信欄に「天海訴訟」と書いてください

2016年

1月19日(火) 第1回口頭弁論

傍聴席を埋めつくそう!

12:30 千葉地裁に集合



第1回口頭弁論が開かれます。傍聴席を支援者でいっぱいになりたいと思います。支援者皆さまの御協力をお願いいたします。

傍聴していただける方は、事前にご一報ください。開廷は13:15です。

090-3144-2011 三橋 恒夫
mitsuhashi.t@jf6.so-net.ne.jp

裁判終了後、裁判所向い側の千葉県弁護士会館で報告集会を行ないます。傍聴できなかった方もこちらにご参加ください。

カンパのお願い

裁判には費用がかかります。支援活動にも経費が必要です。皆さまのご協力をお願いいたします。振込先は1面上部に記載しています。

11月27日に千葉地裁へ提訴しました。県庁で記者会見を行ない、朝日、千葉日報、赤旗に掲載されました。

当日は千葉の障害者団体、社保協、また岡山、愛知、東京から約40人の支援者が駆けつけてくださいました。岡山・浅田訴訟の原告・浅田達雄さんと弁護団から励ましのメッセージも寄せられました。



20151127 千葉地裁前

天海訴訟は、全国の障害者共通の問題

支援の輪を広げてください

この訴訟は全国の障害者共通の問題です。またこれまでに積み上げてきた障害者福祉制度の後退を食い止める裁判です。この訴訟に勝利するためには、世論の高まり、国民の皆さまのご協力が必要です。支援の輪を大きく広げてください。

おかしなことは おかしいと！



障害者は、65 才になるまでは、障害者としての社会サービスを受けられる。何故 65 才になったら介護保険が強制適用されて、それまでの何倍もの利用料を負担しなければ

ならないのか、これはおかしい。「障害者も介護保険料を払っているのだから、まずそれを利用してほしい」というのであれば、65 才までの障害者の負担と同じ負担にする措置を講じるのでなければ、障害者を年齢で差別することになる。「他の介護保険利用者と負担に差をつけるのは」という理屈は、障害者に対する社会サービスをそもそも否定することになる。おかしいことはおかしいのだ。

国の多くの自治体で 65 才になっても障害者に対する社会サービスを維持しているのに、なぜ千葉市は強制的に介護保険を利用させるのか、これもおかしい。おかしいことはおかしいといわなければ、世の中は変わらない！天海さんが、おかしいことはおかしいと訴訟を通じて声を上げた。

みなさんのご支援を心からお願いする次第です。

天海訴訟を支援する会 代表 八田 英之
(千葉勤労者福祉会理事長
・千葉県自治体問題研究所理事長)

支援する会 役員紹介

代表 八田 英之 (社福) 千葉勤労者福祉会 理事長
副代表 斎藤 陟 (NPO 千葉県精神障害者家族会連合会 理事)
副代表 鈴木 和夫 (NPO 千葉県腎臓病協議会 副理事長)
事務局長 三橋 恒夫 (全国肢障協会 会長)
事務局次長 瀨瀬 建史 (きょうされん千葉支部 事務局長)
財政部長 伊藤 光子 (全障研千葉支部事務局長)
事務局員 上村宏則、松川正則 (以上 千葉視生会)、狩野勝、藤代茂、藤代幸子、鈴木信一 (以上 葉肢協)

弁護団紹介 弁護団長 向後 剛 弁護士

弁護士法人
房総法律

外山 裕子 弁護士
武井 久光 弁護士

天海さんは、65 歳になり「潜在的」に介護保険を利用できるようになったため、千葉市から障害者福祉給付を打ち切られてしまいました。いわば、介護保険への強制移行です。このようなやり方には、①65 歳という年齢によって障害者を区別する点、②給付を途切れさせる点、③介護保険では月 1 万 5 000 円の自己負担が発生する点、④障害者の自律(自ら選択すること)や社会参加を阻害する点などに問題があります。

弁護団は、天海訴訟において、①法律を合理的に解釈して適用すれば、本件処分は違法であることや、②仮に法律が介護保険への強制移行を定めているとすれば、その法律は憲法違反・障害者権利条約違反であることを主張していきます。



11/24 厚労省内で記者会見

ニュース第 2 号です。弁護団と支援する会について紹介しました。天海さんへの励まし、ご意見、感想などお寄せください。